

利 用 上 の 注 意

1. 利用上の注意

- (1) 本報告書（以下「本書」という。）は、平成 27 年 10 月 1 日現在で行われた平成 27 年国勢調査について、総務省統計局から公表された「人口等基本集計結果」及び「移動人口の男女・年齢等集計結果」から、長井市分について取りまとめたものです。
- (2) 特にことわりのない各年次及びその数値は、各年の国勢調査及びその数値です。
- (3) 特にことわりのない数値は、人数は「人」、割合は「%」、面積は「k m²」、人口密度は「人/k m²」、世帯数は「世帯」を単位としています。
- (4) 小数点以下の数値は四捨五入して表示しているため、個々の数値を合算して得た数値とは必ずしも一致しません。また、分類不能も総数に含まれるため各項目の計が総合計と一致しない場合があります。
- (5) 掲載した各種割合は、特に注記のない限り、分母から不詳を除いて算出しています。
- (6) 使用記号は次のとおりです。

「-」は該当数字がないもの、「0.0」は単位未満の数、「△」は負数

2. 用語の解説

人 口

国勢調査における人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時現在の「常住人口」です。

常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。ここで「常住している」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。

また、日本国内に常住する外国者は、基本的に調査の対象となっていますが、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族並びに外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は調査の対象から除外されています。

面積と人口密度

統計表に掲載してある面積は、国土交通省国土地理院が公表した「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」によります。

人口密度は、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出されています。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。

人口性比

「人口性比」とは、女性 100 人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

年 齢

(1) 年齢は、平成 27 年 9 月 30 日現在の満年齢を基に集計しています。

なお、平成 27 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳としています。

(2) 平均年齢は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計(年齢「不詳」除く。)}} + 0.5$$

(3) 年齢中位数とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を 2 等分する境界点にある年齢のことをいいます

(4) 主な指数の算出方法等

年齢 3 区分人口

年 少 人 口 …… 15 歳未満人口

生産年齢人口 …… 15～64 歳人口

老 年 人 口 …… 65 歳以上人口

年齢 3 区分人口割合

年 少 人 口 割 合 …… 総数に占める年少人口の割合

生産年齢人口割合 …… 総数に占める生産年齢人口の割合

老 年 人 口 割 合 …… 総数に占める老年人口の割合

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{(\text{年少人口} + \text{老年人口})}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

人口集中地区

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とします。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又

はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めます。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

- (1) 未 婚 …… まだ結婚したことのない者
- (2) 有配偶 …… 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者
- (3) 死 別 …… 妻又は夫と死別して独身の者
- (4) 離 別 …… 妻又は夫と離別して独身の者

国 籍

国籍を「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のとおりです。

- (1) 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」
- (2) 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区 分	内 容	
一般世帯	<p>ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。</p> <p>イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者</p> <p>ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者</p>	
施設等の世帯	寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
	病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
	社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
	自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
	矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
	その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

世帯主・世帯人員

- (1) 世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。
- (2) 世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次の3つに区分しています。

区 分	内 容
A 親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B 非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C 単独世帯	世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区 分	内 容
I 核家族世帯	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
II 核家族以外の 世帯	(5) 夫婦と両親から成る世帯 ① 夫婦と夫の親から成る世帯 ② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯 ① 夫婦と夫の親から成る世帯 ② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯

区 分	内 容
Ⅱ 核家族以外の 世帯 (続き)	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
	(14) 他に分類されない世帯

3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3 世代世帯は含みません。

母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(3) 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員（20 歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区 分	内 容
住 宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに 1 戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区 分	内 容
主 世 帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
① 持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。
② 公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
③ 都市再生機構・ 公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。
④ 民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
⑤ 給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
間 借 り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

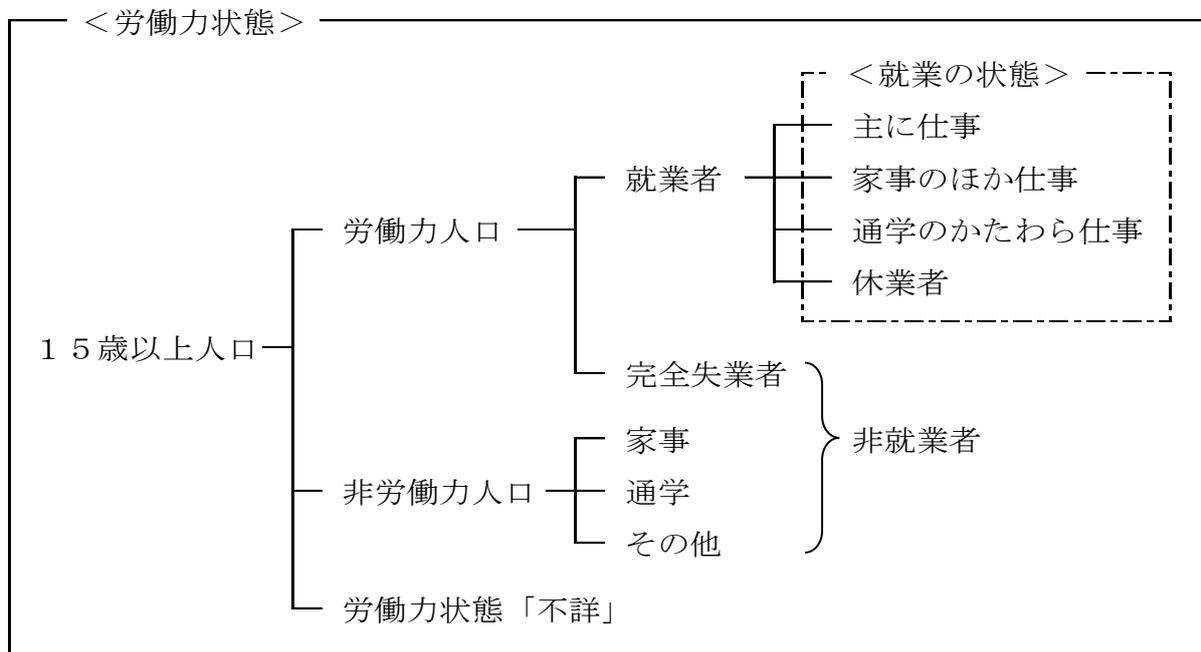
住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

区 分	内 容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれます。
長屋建	2 つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」も含まれます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含まれます。 ※ 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」に 5 区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



各用語の定義は次のとおりです。

区 分	内 容
労働力人口	就業者及び完全失業者
就業者	<p>調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者</p> <p>なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。</p> <p>①勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>②事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合</p> <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。</p>
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

区 分		内 容
	休業者	①勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ②事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合
	完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
非労働力人口		調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者
	家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
	通学	主に通学していた場合
	その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）
労働力状態「不詳」		未回答などにより労働力状態が判定できない場合

《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分（6区分）したものです。

区 分		内 容
雇用者		会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
	正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
	労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
	パート・アルバイト・その他	①就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ②専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

区 分	内 容
役 員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で貸仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

「従業上の地位」の時系列比較は、次の3区分によって行っています。

3区分表章での区分	内 容（6区分表章での区分）
雇用者	(1) 雇用者 ①正規の職員・従業員 ②労働者派遣事業所の派遣社員 ③パート・アルバイト・その他 (2) 役 員
自営業主	(3) 雇人のある業主 (4) 雇人のない業主 (5) 家庭内職者
家族従業者	(6) 家族従業者

産 業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。平成27年調査の産業分類は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。なお、本書では、産業大分類を3区分に集約している場合がありますが、その区分は以下のとおりです。

区 分	内 訳
第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業

区 分	内 容
第3次産業 (続き)	K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については、上記の3区分には含んでいません。

通勤者・通学者

「通勤者」と「通学者」を次のように定義しています。

区 分	内 容
通勤者	従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者
通学者	非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者 この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれますが、幼稚園や認定こども園は含まれません。 また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、第23表では、以下の区分などで表章しています。

区 分	内 容
市内に従業・通学する者	長井市内に従業地・通学地がある者
市内常住者	市内常住者で市内に従業地・通学地がある者
自宅従業	市内常住者のうち、従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）の者 ※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。 ※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。
自宅以外に従業・通学	市内常住者のうち、従業地・通学地が自宅以外の市内にある者
他市区町村に常住 (a)	他市区町村常住者で市内に通勤・通学する者 (a=b+c)
県 内 (b)	県内の他市町村常住者で市内に通勤・通学する者
他 県 (c)	県外常住者で市内に通勤・通学する者

《注意点》

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

※ 第23表は、長井市内の職場や学校に勤務（通学）する人が、どこに住んでいるか（どこから通っているか）を表しています。

第24表では、以下の区分などで表章しています。

区 分	内 容
市内常住の従業者・通学者	長井市内に常住して従業・通学している者
市内に従業・通学	市内常住者で市内に従業地・通学地がある者
自宅従業	前表に同じ
自宅以外に従業・通学	前表に同じ
他市区町村に従業・通学 (d)	他市区町村に通勤・通学する市内常住者 (d=e+f)
県内 (e)	県内の他市町村に通勤・通学する市内常住者
他県 (f)	県外の市区町村に通勤・通学する市内常住者

※ 第24表は、長井市内に住む人が、どこ（の市区町村）に勤務（通学）しているかを表しています。

昼間人口・夜間人口

区 分	内 容
夜間人口 (g) (常住地による人口)	調査時に長井市に常住している人口
昼間人口 (h) (従業地・通学地による人口)	長井市の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口 (h=g+i-j)
流入人口 (i)	他の地域から市内に通勤・通学している人口
流出人口 (j)	市内から他の地域へ通勤・通学している人口
流入超過 (k)	流入人口から流出人口を減じた人口 (k=i-j)
昼夜間人口比率 (l)	夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率 (l=h/g×100)

《注意点》

夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。

また、昼間人口は年齢「不詳」の者も集計対象としています。